

老発0401第10号
平成26年4月1日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

訪問看護供給体制拡充事業の実施について

訪問看護事業の更なる推進のため、別添のとおり「訪問看護供給体制拡充事業実施要綱」を定め、平成26年4月1日より実施することとしたので通知する。

ついては、事業の趣旨をご理解頂き、事業の円滑な実施について特段のご配慮をお願いしたい。

訪問看護供給体制拡充事業実施要綱

1 目的

高齢化の進展に伴い、要支援者・要介護者数が増加し、在宅療養を望む国民のニーズが高まっているなかで、訪問看護ステーションには、地域において医療・介護サービスと連携し、在宅療養の支援サービスとして中心的役割を果たすことが求められている。

本事業は、訪問看護ステーションにおける現職員の定着支援策と同時に、より効果的な新規職員の確保策を実施することで、訪問看護を必要とする者に必要な訪問看護を提供する体制を拡充し、在宅療養環境の充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

なお、都道府県は、事業を適切に実施することができると思われる関係団体等に委託することができるものとする。

3 事業内容

都道府県は、(1)の事業を行うとともに、(2)及び(3)のうち1つ以上の事業を行う。

(1) 訪問看護供給体制拡充に係る協議会の組織運営事業

ア 構成

自治体関係者、都道府県等看護協会代表者、都道府県等医師会代表者、訪問看護事業所管理者、学識経験者等。

イ 内容

- ①地域の実情を踏まえた訪問看護サービスの確保のための現状把握、課題分析及び、都道府県が介護保険事業支援計画に掲載(任意的記載事項を想定)するための施策の検討。
- ②(2)及び(3)に掲げる事業の計画立案、実施及び評価。
- ③その他、訪問看護供給体制の拡充を図るために必要な事項等。

ウ その他

訪問看護推進協議会等、既に、訪問看護に関する同様の協議会等が設置されている都道府県等においては、既存の協議会等をもって、本事業における協議会を兼ねることもできる。

(2) 訪問看護職員の定着支援事業

ア 目的

本事業は、訪問看護サービスの質の向上・業務の効率化、訪問看護職員の不安感や負担感の軽減を図り、定着を促すため、訪問看護職員の定着支援(以下「定着支援」という。)を実施することを目的とする。

イ 内容

- ①定着支援に関する協議会を開催する
- ②定着支援を実施する地域を選定する(必要に応じて複数)
- ③選定した地域において次の事業の計画立案、実施及び評価を行う
 - ・訪問看護職員の定着状況の実態把握及び課題の分析
 - ・訪問看護における効率的な情報共有のために、訪問看護ステーションが実施するICT化等に対する必要な助言及び支援等

(3) 訪問看護ステーションの規模拡大に向けた初期支援事業

ア 目的

本事業は、訪問看護サービス対応力の向上のため、訪問看護ステーションの規模拡大に向けた初期支援(以下「初期支援」という。)を実施することを目的とする。

イ 内容

- ①初期支援に関する協議会を開催する
- ②初期支援を実施する地域を選定する(必要に応じて複数)
- ③選定した地域において次の事業の計画立案、実施及び評価を行う
 - ・訪問看護職員の人材確保に関する、ターゲットを絞った効率的な普及啓発
 - ・訪問看護職員の初期研修として訪問看護ステーションが実施する、教材活用や同行訪問及び介護保険施設研修等に対する必要な助言及び支援等

3 事業の報告

都道府県は、本事業に係る事業計画や事業報告を年度ごとに厚生労働省に報告するものとする。

新

訪問看護供給体制拡充事業

平成25年度要求額
0千円

平成26年度要求額
52,462千円

1 事業目的

高齢化の進展に伴い、要支援・要介護者数が増加し、在宅療養を望む国民のニーズが高まっており、訪問看護ステーションには、地域において医療・介護サービスと連携し、在宅療養の支援サービスとして中心的役割を果たすことが求められている。

訪問看護サービスの利用者は、社会保障・税一体改革における推計によれば2012年に1日あたり約30万人のところ、2025年には約50万人と大幅増が見込まれ、更に訪問看護ステーションの現状を見ると、1事業所当たりの職員数が少なく、経営規模も小さいことなど、安全かつ安定的な訪問看護サービス供給体制の確立には訪問看護職員の確保が焦眉の課題となっている。

従来から一定の訪問看護職員の確保策を進めてきたが、将来の大幅な需給ギャップを回避するためには、訪問看護職員の確保に係る隘路を見定めた打開策が求められている。特に零細事業所である訪問看護ステーションにおける訪問看護職員の確保という困難な状況を踏まえた現職員の定着支援策と同時に、より効果的な対象者や支援策をターゲットにした新規職員の確保策の実施といった即効性とともにも中長期的な効果も見据えた新たな施策の展開が求められている。

2 事業内容

都道府県が地域における訪問看護サービスの安定的かつ効率的な供給体制の拡充を推進する取組みを実施する。

具体的には訪問看護推進協議会の枠組みを活用しつつ、都道府県が主体的に地域の実情を踏まえた訪問看護サービスの確保のための施策を策定し、その内容を介護保険事業支援計画に掲載する（任意的記載事項を想定）とともに、以下（1）～（2）の事業の計画立案、実施及び評価を行う。

（1）訪問看護職員の定着支援事業

- ①利用者の状態の情報共有のためのICT化に向けた機材借上費用の支援
- ②地域の複数事業者が、地域の実情にあわせた訪問看護職員の定着支援策を検討するための協議会を開催するにあたっての費用の支援

※例1：訪問看護職員は、深夜緊急の単独訪問が負担になっていることから、県を通じ地域のタクシー会社等と提携する等、深夜の交通手段の確保を検討する。

※例2：訪問看護職員は、1人の訪問で責任が重いと感じていることから、看護実践能力の向上、ひいては提供サービスの向上に資する職員研修のありかたを検討する（地域における困難事例の共有や解決に向けた技術支援、訪問看護職員の育成のための実地研修体制の構築支援等）。

（2）訪問看護ステーションの規模拡大に向けた初期支援事業

訪問看護ステーションへ就職する新規訪問看護職員の初期に必要な費用等の支援

- ①地域の介護保険施設での実習の際、受入施設への謝金
- ②需用費（専門書籍購入費、被服費等）

※ 訪問看護職員に対しての専門的な技術や知識の習得に関する研修は、平成16年度から訪問

看護推進事業（医政局指導課）で実施されている（訪問看護事業所と医療機関に勤務する看護職員が研修や交流を通じて、相互の看護の現状・課題や専門性を理解することを目的とした研修で、退院支援研修、在宅ターミナルケア研修、訪問看護管理者研修、高度在宅看護技術実務研修等。）

3 実施主体

都道府県

（1）47都道府県

（2）23都道府県

4 支出事項

謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、備品購入費、委託費等

5 補助率

1／2

(新)訪問看護供給体制拡充事業

介護分野の訪問看護サービス利用者
2025年には約50万人(2012年では約30万人)

※税と社会保障の一体改革による推計

訪問看護サービスを提供する体制の拡充

(1) 訪問看護職員の定着支援事業

訪問看護職員等がICTを活用することで
利用者の状態の情報を共有し看護実践
⇒判断に伴う負担感の軽減・業務の効率化

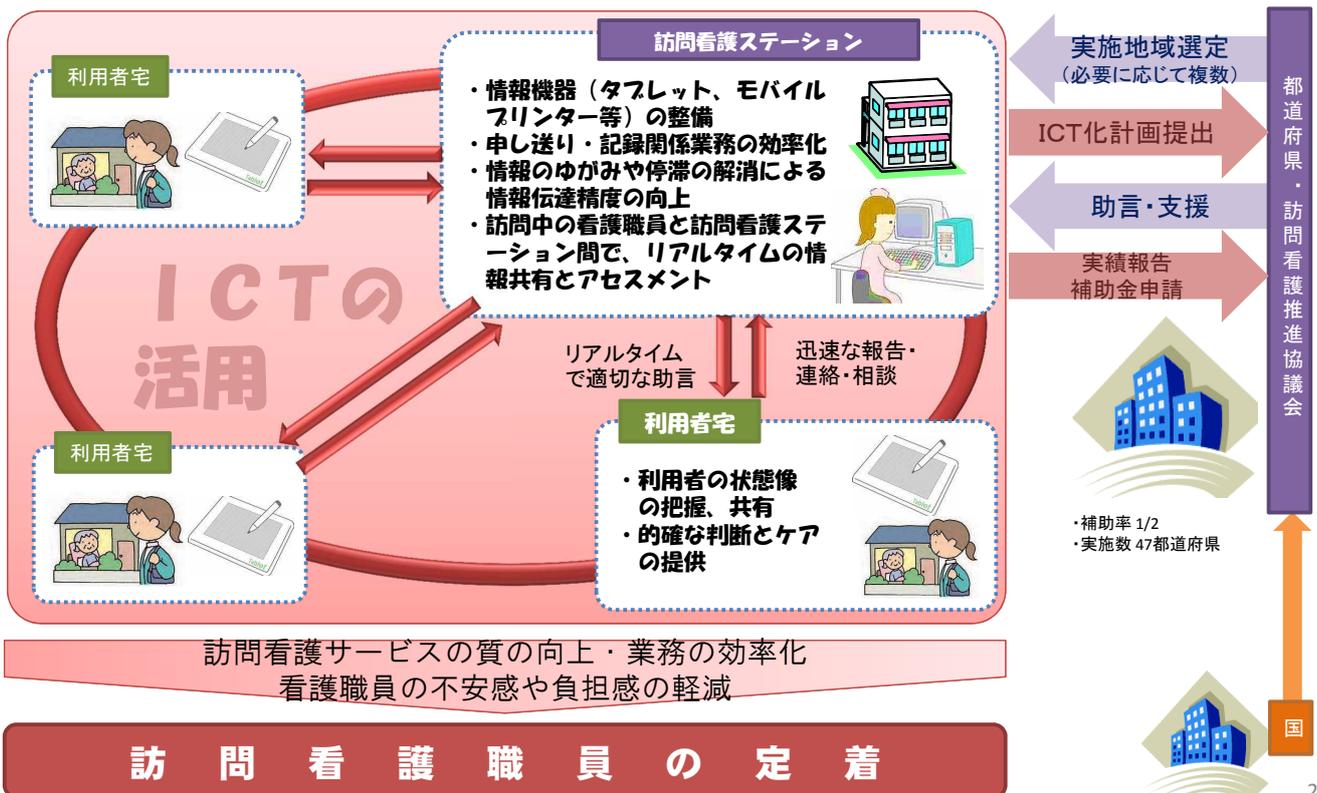
(2) 訪問看護ステーション規模拡大に向けた初期支援事業

訪問看護ステーションが新規の訪問看護職員の
雇用に係る負担を初期支援することで規模拡大
⇒サービス対応力の向上・経営の安定化

都道府県が訪問看護推進協議会において、地域の実情を踏まえた訪問看護サービスの確保のための施策を策定し、介護保険事業支援計画に記載

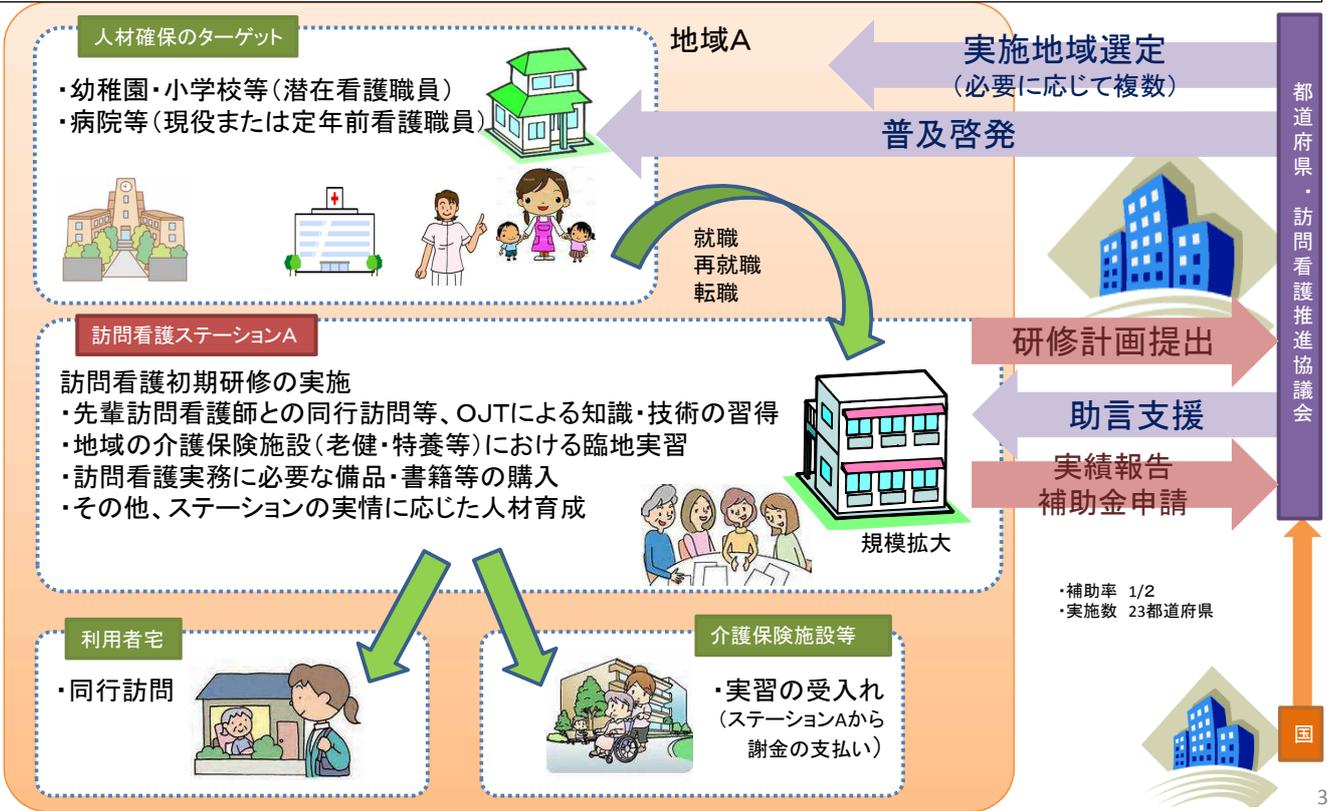
(1) 訪問看護職員の定着支援事業 イメージ図

訪問看護サービス利用者の状態の情報共有のためのICT化に向けた機材借り上げ費用等を支援することで、訪問看護サービスの質の向上・業務の効率化、訪問看護職員の不安感や負担感の軽減を図り、定着を支援する。



(2) 訪問看護ステーション規模拡大に向けた初期支援事業イメージ図

訪問看護ステーションが新規訪問看護職員の雇用に係る費用等を初期支援することで、訪問看護ステーションの規模拡大(人材確保・定着)によるサービス対応力の向上を図る。

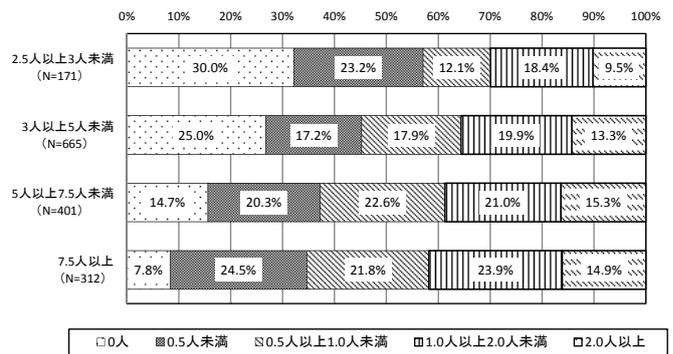
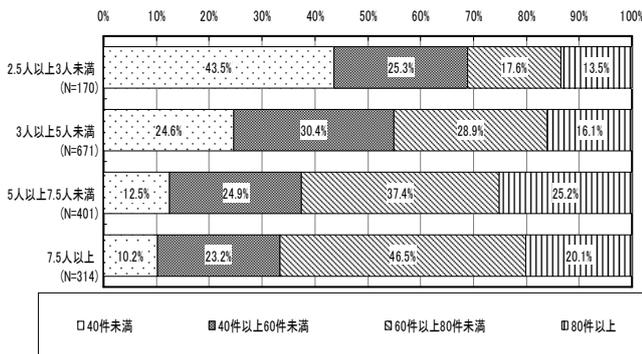


3

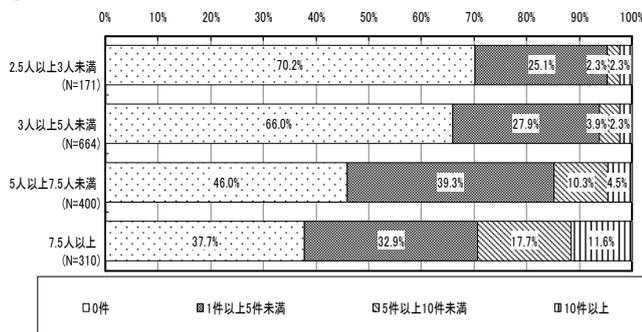
(参考) 訪問看護事業所規模毎のサービス提供状況等について

○ 事業所の規模が大きくなるほど、看護職員1人当たりの訪問件数、在宅における看取り件数、夜間・深夜・早朝訪問件数が多く、24時間対応/連絡体制加算の算定率が高い。

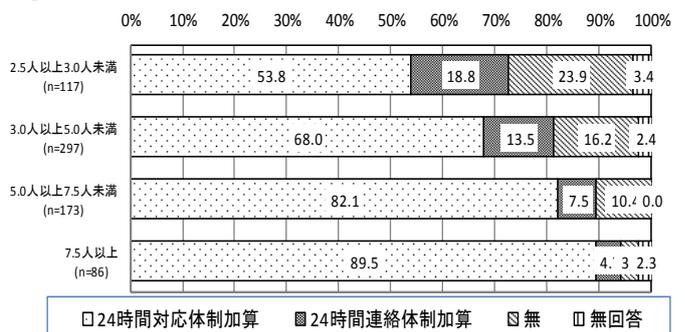
【①訪問看護ステーション規模別 看護職員1人当たり訪問件数/月】【②訪問看護ステーション規模別 看護職員1人当たり在宅看取り数/年】



【③訪問看護ステーション規模別 夜間・深夜・早朝訪問件数/月】



【④訪問看護ステーション規模別 24時間対応/連絡体制加算算定率】



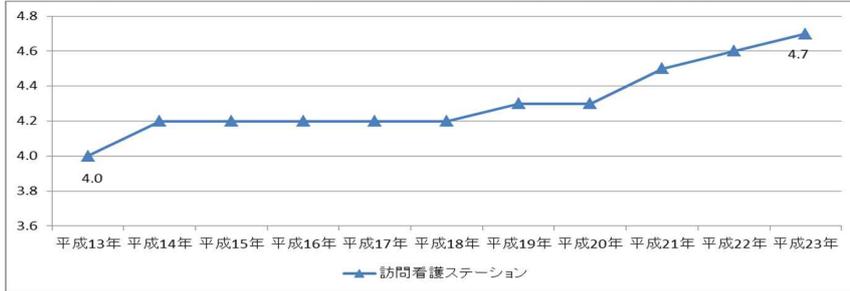
出典:①～③平成20年度老人保健健康増進等事業「訪問看護事業所数の減少要因の分析及び対応策のあり方に関する調査研究事業」(社)日本看護協会

出典:④中医協総-6-2(H25.6.12)平成24年度診療報酬改定結果検証に係る調査「訪問看護の実施状況及び効率的な訪問看護に係る評価についての影響調査」結果概要(速報)

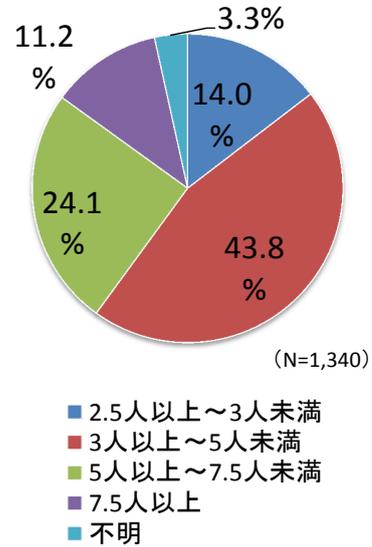
(参考) 訪問看護事業所の規模と経営状況について

- 訪問看護ステーションの1事業所当たりの従事者数は近年微増傾向で、1事業所当たりの常勤換算看護・介護職員数※1は4.7人である。
- 看護職員5人未満の訪問看護ステーションは全体の約60%で、事業所の規模が大きくなるほど収支の状況が黒字になる傾向がある。

【訪問看護ステーションの1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数※1】



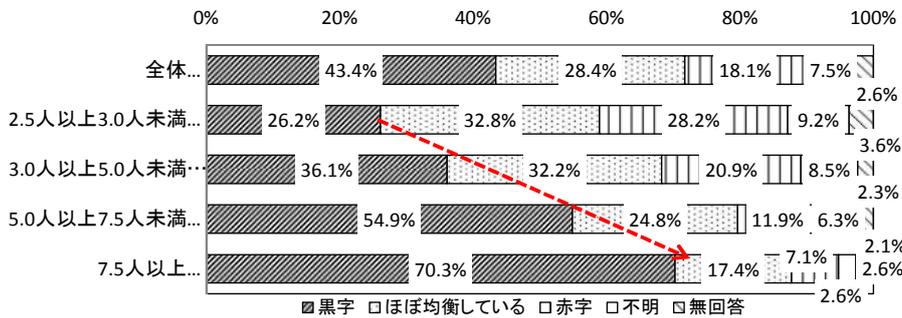
【看護職員数の規模別にみた事業所数の構成】



※1 保健師、助産師、看護師、准看護師、介護職員

出典：介護サービス施設・事業所調査

【看護職員数の規模別にみた収支の状況】



出典：平成24年度 厚生労働省老人保健事業推進費補助金「訪問看護の基盤強化に関する調査研究事業」三菱UFJリサーチ&コンサルティング

(参考) 訪問看護事業所における新規職員の採用状況について

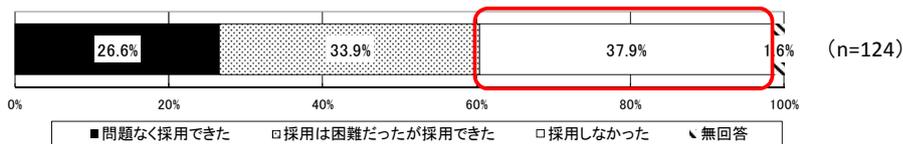
■ 新規職員の採用意向

「新規職員の採用意向」についての意向は、「はい」が83.2%、「いいえ」は15.4%だった。



■ 採用状況

「新規職員の採用意向」で「はい」と答えた124ステーションに、採用状況をたずねたところ、「採用しなかった」が37.9%と最も多く、次いで「採用は困難だったが採用できた」は33.9%だった。



■ 採用できない理由

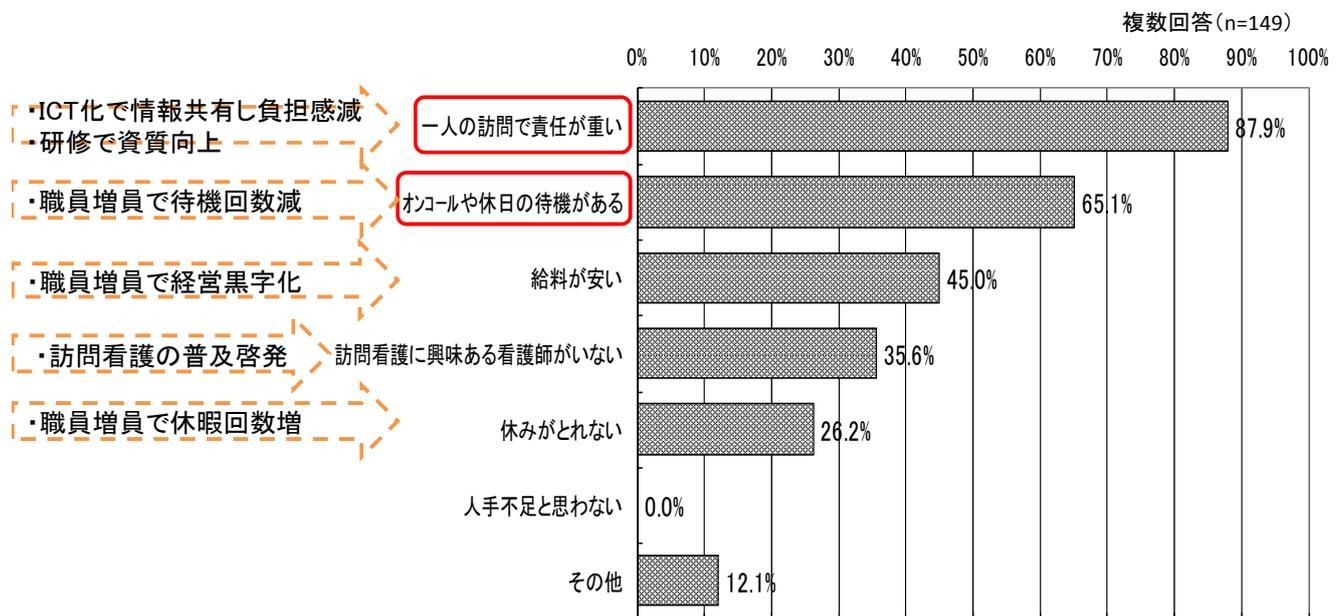
「採用状況」で「採用しなかった」と答えた47ステーションに、採用しなかった理由をたずねたところ、「応募がない」が61.7%と最も多く、次いで「応募があったが条件が合わない」が19.1%だった。



出典：平成24年度 老人保健健康増進等事業「訪問看護の基盤強化に関する調査研究事業」訪問看護ステーションの経営に関する研究班〔経営班〕 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

(参考)訪問看護管理者が考える訪問看護職員不足について

ステーションの管理者に、訪問看護業界で人手不足の要因についてたずねたところ、「一人の訪問で責任が重い」が87.9%と最も多く、次いで「オンコールや休日の待機がある」が65.1%だった。



出典:平成24年度 老人保健健康増進等事業「訪問看護の基盤強化に関する調査研究事業」
訪問看護ステーションの経営に関する研究班【経営班】 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社